

泉佐野市地域公共交通協議会 規約（案）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、泉佐野市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 協議会は、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うことを目的とする。

（事務所）

第3条 協議会は、事務所を大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号（泉佐野市役所内）に置く。

（事業）

第4条 協議会は第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- （1）地域の実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- （2）泉佐野市地域公共交通計画の策定及び実施
- （3）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務

（組織）

第5条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1）泉佐野市副市長
- （2）学識経験を有する者
- （3）公共交通事業者又はその組織する団体又はその組織する団体が指名する者
- （4）公共交通事業者の運転手が組織する団体又はその組織が指名する者
- （5）大阪運輸支局長又はその指名する者
- （6）泉佐野市民
- （7）関係行政機関の職員
- （8）泉佐野市の職員
- （9）その他泉佐野市長が必要と認める者

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年（協議会が年度途中の設立の場合は、その年度を1年とみなす）

とし、再任は妨げない。但し、役職等により協議会の委員となっている委員がその役職等を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監査2名

(会長、副会長及び監査)

第8条 会長は、泉佐野市副市長とする。

- 2 副会長及び監査は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 5 監査は、協議会の会計監査をなし、監査結果を会長に報告する。

(協議会)

第9条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができる。
- 4 協議会の議事は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれた場合は議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な協議会運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は必要と認めるときは、協議会を書面にて開催し、その結果を協議会の議決に代えることができる。
- 7 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、資料を提出させ、又は、協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 会長は第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会で決議された事項は、協議会の決議とみなす。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、協議会が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第12条 第5条第2号、第6号の委員については、会議に出席したときは、報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並び支給方法等は、会長が別に定める。

3 その他の委員についての報償及び費用弁償は無償とする。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、泉佐野市からの負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、都市整備部道路公園課に置く。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。